官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○労働安全衛生法第七十七条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（厚生労働二六八）　一
〔その他告示〕
○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の効力発生に関する件（外務三九〇）　一
○ソマリア連邦共和国におけるモガディシュの漁業コミュニティにおける持続可能な漁業管理及び漁獲後処理のための拠点整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件（同三九一）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一四七～一四八五）　二
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一四八六、一四八七）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の規定に基づく災害及び地域を指定する件（経済産業一四七）　四
○道路に関する件（東北地方整備局七五）　四
○道路に関する件（中部地方整備局八九～九一）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岐阜県公安委一四）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（愛知県公安委二六）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（三重県公安委三二）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（京都府公安委一四九）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（大阪府公安委一三四）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委二〇一）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（鳥取県公安委一〇〇）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（島根県公安委一六）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岡山県公安委一三三）　六
〔国会事項〕
内閣　法務省　財務省　六
〔人事異動〕
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（静岡労働局最低賃金公示一、熊本同一、大分同一）　六
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一一〇）　六
〔公告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三八
会社その他　七

法規的告示

○厚生労働省告示第二百六十八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十七条第四項の規定に基づき、労働安全衛生法第七十七条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十月二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

労働安全衛生法第七十七条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

労働安全衛生法（以下「法」という。）第七十七条第四項の規定に基づき、都道府県労働局長が同条第三項において準用する法第五十三条第一項第五号の規定により法第七十七条第一項の規定による登録（以下単に「登録」という。）を取り消した者について、登録を受けることができない期間（以下「欠格期間」という。）を指定する際に従うべき基準は、次のとおりとする。

一　欠格期間は、登録の取消しの日から起算して十年とする。

二　都道府県労働局長は、法第七十六条の二第一項の規定に違反して不正に交付した技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面の回収の状況、不正に交付した事実に係る自主的な申告の有無、回収への協力の程度及び情状その他の事情を考慮し、適当と認めるときは、前号の規定にかかわらず、欠格期間を登録の取消しの日から起算して十年未満の期間とすることができる。この場合において、欠格期間は、年を単位とし、二年を超えるものとする。

その他告示

○外務省告示第三百九十号

「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書」（令和五年条約三号）は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第十条3の規定に従い、令和七年九月十五日に効力を生じた。

なお、同議定書の締約国は、令和七年九月十五日現在、次のとおりである。

アルバニア共和国、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、バーレーン王国、バルバドス、